

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年10月16日

【四半期会計期間】 第30期第2四半期(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)

【会社名】 株式会社NESTAGE

【英訳名】 NESTAGE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 光成 英一朗

【本店の所在の場所】 大阪府豊中市岡町2番5号

【電話番号】 06(6849)5499

【事務連絡者氏名】 取締役業務管理本部長 杉林 加一朗

【最寄りの連絡場所】 大阪府豊中市岡町2番5号

【電話番号】 06(6849)5499

【事務連絡者氏名】 取締役業務管理本部長 杉林 加一朗

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年10月15日に提出いたしました第30期第2四半期（自平成21年6月1日至平成21年8月31日）四半期報告書の独立監査法人の四半期レビュー報告書をEDINET提出のためHTMLへ変換を行う作業の際に記載事項の語句に一部に誤りが発生いたしましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

「当期四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書」

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

[訂正前]

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社NESTAGEの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第30期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、（以下省略）

[訂正後]

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社NESTAGEの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第30期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、（以下省略）

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月15日

株式会社NESTAGE  
取締役会 御中

堂島監査法人

指定社員 公認会計士 城 哲 哉 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 中 祥 始 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社NESTAGEの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第30期事業年度の第2四半期会計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社NESTAGEの平成21年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### (追記情報)

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は、前事業年度に引き続き第1四半期会計期間において231,272千円の営業損失及び258,116千円の四半期純損失を計上、また、当第2四半期会計期間において247,526千円の営業損失及び336,301千円の四半期純損失を計上しており、その結果1,132,649千円の債務超過になっている。また、金融機関からの借入につき返済条項の不履行があり、新規借入が困難な状況にある。これらにより、会社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年8月31日付で包括行使が行われた第6回新株予約権につき、平成21年9月1日付で個別行使請求があり、新株式の発行を行っている。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、第7回新株予約権につき、平成21年10月1日付で包括行使請求があり、同日付で取締役会にて承認し、払込が完了している。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、第7回新株予約権につき、平成21年10月5日付で包括行使請求があり、同日付で取締役会にて承認し、払込が完了している。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年10月1日及び平成21年10月5日付で包括行使が行われた第7回新株予約権につき、平成21年10月13日付で個別行使請求があり、新株式の発行を行っている。
6. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、第8回新株予約権につき、平成21年10月14日付で個別行使請求があり、新株式の発行を行っている。
7. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、第8回新株予約権につき、平成21年10月15日付で個別行使請求があり、新株式の発行を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。